

福井県報

号外第 52 号
令和 7 年
6 月 3 0 日(月)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

目次（※は県例規集掲載事項）

公安委員会規則

※福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6・交通企画課）…………… 2

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月30日

福井県公安委員会 委員長 禿 了修

福井県公安委員会規則第6号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第3条の2 法第4条第2項の規定に基づき、交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「<u>二輪の自動車以外の自動車通行止め</u>」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u>」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車専用</u>」、「<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>」、「<u>歩行者等専用</u>」およびこれらの標識に関連して設置された「指定方向外進行禁止」の規制標識を用いたものをいう。）の対象から除く車両 ア～エ (略)</p> <p>オ 次に掲げる車両で、通行禁止除外指定車の標章（様式第1号）を掲出しているもの (ア)～(ケ) (略)</p> <p><u>(2) 保健師、看護師もしくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両または助産師が緊急訪問を行うため使用中の車両</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第2号オに掲げる車両に係る通行禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）<u>および同項第4号キまたはクに掲げる車両に係る駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、除外標章交付申請書（様式第1号の3）により、公安委員会に申請しなければならない。</u></p>	<p>(交通規制の対象から除く車両)</p> <p>第3条の2 法第4条第2項の規定に基づき、交通の規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「<u>2輪の自動車以外の自動車通行止め</u>」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「<u>2輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め</u>」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車通行止め</u>」、「車両（組合せ）通行止め」、「<u>特定小型原動機付自転車・自転車専用</u>」、「<u>普通自転車等及び歩行者等専用</u>」、「<u>歩行者等専用</u>」およびこれらの標識に関連して設置された「指定方向外進行禁止」の規制標識を用いたものをいう。）の対象から除く車両 ア～エ (略)</p> <p>オ 次に掲げる車両で、通行禁止除外指定車の標章（様式第1号）を掲出しているもの (ア)～(ケ) (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 前項第2号オに掲げる車両に係る通行禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）<u>は、通行禁止除外車両指定申請書（様式第1号の3）により、同項第4号キまたはクに掲げる車両に係る駐車禁止除外指定車の標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、駐車禁止除外車両指定申請書（様式第1号の4）により、それぞれ公安委員会に申請しなければならない</u></p>

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面またはその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第2号オに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証または自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第4号キに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証または自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(3) 第1項第4号クに掲げる車両に係る標章

ア (略)

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

4～6 (略)

7 標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、もしくは滅失し、または著しく汚損し、もしくは破損したときは、除外標章再交付申請書(様式第1号の4)により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

8 標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに除外標章記載事項変更届(様式第1号の4の2)に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

9 公安委員会は、標章の交付を受けた者が第6項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

10 (略)

(警察署長の駐車許可)

第12条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1)～(3) (略)

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の各号に掲げる書面またはその写しを添付しなければならない。

(1) 第1項第2号オに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証

イ 当該車両が第1項第2号オに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ アおよびイに掲げるもののほか、警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める書面

(2) 第1項第4号キに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証

イ 当該車両が第1項第4号キに掲げる車両のいずれかに該当することを疎明する書面

ウ アおよびイに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

(3) 第1項第4号クに掲げる車両に係る標章

ア (略)

イ 標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

ウ アまたはイに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

4～6 (略)

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 (略)

(警察署長の駐車許可)

第12条 法第45条第1項の規定による警察署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に、許可するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場および路上駐車場ならびに駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、またはこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量もしくは長大な貨物の積卸しまたは身体の障がいその他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

2 (略)

3 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車の場所が、県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は1つの警察署に提出すれば足りる。

4 第2項の駐車許可申請書には、次の各号に掲げる書類またはその写しを添付しなければならない。ただし、警察署長が認めたときは、一部または全部を省略することができる。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証または自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) (略)

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書面

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、もしくは滅失し、または著しく汚損し、もしくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書(様式第8号の2)により警察署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

9 駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、駐車許可証記載事項変更届(様式第8号の2の2)に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、警察署長に提出しなければならない。

10 警察署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第5項の規定による許可条件に違反したとき、または特別な事情が生じたときは、その許可を取り消すことができる。

11 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該駐車許可証(第3号の場合にあつては、発見し、または回復した駐車許可証)を廃棄しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において亡失した駐車許可証を発見し、ま

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場および路上駐車場ならびに駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、またはこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量または長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ (略)

2 (略)

3 前項の駐車許可申請書には、次の各号に掲げる書類またはその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

4 (略)

5 (略)

6 (略)

たは回復したとき。

(4) 駐車許可を取り消されたとき。

(確認事務の委託の手續等に係る申請書・申込書の様式)

第12条の2 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。次の表において「確認事務委託規則」という。)に規定する次の表の左欄に掲げる申請書または申込書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

確認事務委託規則第2条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する登録申請書	様式第8号の2の3
確認事務委託規則第7条第1項に規定する受講申込書	(略)
(略)	(略)

2 (略)

(その他の自動車の積載の高さの制限)

第13条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、次の表の左欄に掲げる路線のうち同表の右欄に定める区間の道路を通行する自動車とする。

路線名	区間
(略)	(略)
県道杉山兼田線	(略)
県道清水麻生津線	福井県福井市今市町35字から福井県福井市今市町33字まで
県道小浜インター線	(略)
(略)	(略)

2 (略)

様式第1号から様式第1号の4までを次のように改める。

(確認事務の委託の手續等に係る申請書・申込書の様式)

第12条の2 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。次の表において「確認事務委託規則」という。)に規定する次の表の左欄に掲げる申請書または申込書は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式によるものとする。

確認事務委託規則第2条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する登録申請書	様式第8号の2
確認事務委託規則第7条第1項に規定する受講申込書	(略)
(略)	(略)

2 (略)

(その他の自動車の積載の高さの制限)

第13条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、次の表の左欄に掲げる路線のうち同表の右欄に定める区間の道路を通行する自動車とする。

路線名	区間
(略)	(略)
県道杉山兼田線	(略)
県道小浜インター線	(略)
(略)	(略)

2 (略)

様式第1号（第3条の2関係）

（表）

通行禁止除外指定車	番 号 発行日	第 年 月	号 日
使 用 中			
車両番号	号		
有効期限	年 月 日まで		
福井県公安委員会 			

（裏）

注意事項

- この標章は、交付の目的以外には使用できません。
- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 通行禁止場所を通行するときは、歩行者および軽車両の通行の安全を阻害することのないようにしてください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - 有効期限が経過したとき。
 - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
住所 氏名

様式第1号の2（第3条の2関係）

（表）

駐車禁止除外指定車	番 号 発行日	第 年 月	号 日
使 用 中			
車両番号	号		
その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両			
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり			
有効期限	年 月 日まで		
福井県公安委員会 			

（裏）

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

 - 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条第1項および第75条の8）
 - 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号および第2項）
 - 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
 - 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
 - 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。
- この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従ってください。
- この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
- 次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納してください。
 - 有効期限が経過したとき。
 - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
 - 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
住所 氏名

様式第1号の3（第3条の2関係）

除外標章交付申請書		年	月	日
福井県公安委員会 殿				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
番号標に表示 されている番号				
除外を受けよう とする期間				
除外を受けよう とする区間				
除外を受けよう とする理由	<input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める業務に使用する <input type="checkbox"/> 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する			
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号の4（第3条の2関係）

除外標章再交付申請書		年	月	日
福井県公安委員会 殿				
住所（所在地）				
ふりがな				
氏名（名称）				
電話番号 その他の連絡先				
標章の名称				
標章番号				
標章交付年月日				
再交付申請の理由				
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第1号の4の次に次の1様式を加える。

様式第1号の4の2（第3条の2関係）

除外標章記載事項変更届	
福井県公安委員会 殿	
年 月 日	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第12条関係)

駐車許可申請書	
警察署長 殿	
年 月 日	
住所(所在地)	
申請者 氏名(名称)	
電話	
番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	
第 号	
駐 車 許 可 証	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	
年 月 日	
警 察 署 長 印	

- 備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の2を様式第8号の2の3とし、様式第8号の次に次の2様式を加える。

様式第8号の2（第12条関係）

駐車許可証再交付申請書		年 月 日
警察署長 殿		
住所（所在地）		
氏名（名称）		
電話番号 その他の連絡先		
許可証番号		
許可証交付年月日		
再交付申請の理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号の2の2（第12条関係）

駐車許可証記載事項変更届		年 月 日
警察署長 殿		
住所（所在地）		
氏名（名称）		
電話番号 その他の連絡先		
許可証番号		
許可証交付年月日		
変更の内容		
変更の理由		
備考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際、現に改正前の規則の規定により公安委員会に対してなされている申請は、この規則による改正後の福井県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定によりなされたものとみなす。

4 改正前の規則第3条の2第4項の規定により交付された通行禁止除外指定車または駐車禁止除外指定車の標章は、改正後の規則第3条の2第4項の規定により交付された通行禁止除外指定車または駐車禁止除外指定車の標章とみなす。